

平成26年3月4日

殿

「原子力発電所の新規制基準適合性審査の
今後の進め方」に係る申し入れ

原子力発電関係団体協議会



会長
副会長

茨城県知事
福島県知事
北海道知事
青森県知事
宮城県知事
福島県知事
新潟県知事
石川県知事
島根県知事
山口県知事
愛媛県知事
佐賀県知事
鹿児島県知事

本川橋村井藤田本口岡村川藤
橋西高三村佐泉谷溝村中古伊

昌誠み吾浩平彦憲衛政広康郎
一はる
一は申嘉雄裕正善嗣時 祐一

「原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方」 に係る申し入れ

当協議会ではこれまで、貴委員会に対し、新規制基準適合性審査の結果等については、原子力規制委員会の然るべき責任のある立場の者自らが、我々自治体や国民へ説明することなどにより、理解促進に努めるよう要請してきたところです。

こうした中、去る2月19日に開催された平成25年度第43回原子力規制委員会において、突然、「原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方」(以下「当該方針」という。)が示され、審査書案(仮称)への外部からの科学的・技術的意見の募集に関して、立地及び周辺自治体からの要請に基づき、その協力を得て共催により、公聴会(仮称)を実施することができるという方針が決定されました。

当該方針は、本来事前に決定しておくべき手続きであり、今回のような唐突な提案は、新規制基準適合性審査の進め方として非常に場当たりの的です。また、例えば、破碎帯の問題は限られた専門家の意見で結論付けているのに対し、新規制基準適合性審査については、公聴会等により一般国民の意見を聞くこととするのは矛盾しております。

こうした対応は、これまで当協議会が貴委員会へ求めてきた責任ある対応と趣旨を異にするものであり、当協議会としては受け入れ難い内容と言わざるを得ません。

つきましては、下記事項について、特段の対応をいただきたく、ここに強く申し入れます。

記

- 1 新規制基準適合性審査は、本来、貴委員会自らが、科学的・技術的見地から責任をもって実施し、その結果を国民に丁寧に説明すべきものであり、仮に公聴会等を実施する場合には、貴委員会の責任においてその必要性を判断し、位置付けや対象、開催範囲などを明確に示した上で、貴委員会の主催で開催すること
- 2 これまで当協議会が求めてきたとおり、新規制基準適合性審査の結果については、上記公聴会等とは別に、貴委員会の然るべき責任のある立場の者が、あらかじめ具体的な手順等を明示した上で、立地自治体に対し、自ら主体的に説明を行うこと
- 3 貴委員会が、立地自治体に関係する今回のような方針を決定する際には、事前に当協議会と意見交換すること